

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NPOかなびの丘

②評価調査者研修修了番号

S24201

S18060

③施設名等

名称：女子慈教寮

施設長氏名：伊藤 感道

定員：40名

所在地(都道府県)：大阪府

所在地(市町村以下)：和泉市池上町3-6-62

T E L：0725-41-1009

U R L：<https://jyoshijikyoryo.wixsite.com/1926/about>

【施設の概要】

開設年月日：1949/5/28

経営法人・設置主体(法人名等)：女子慈教寮

職員数 常勤職員：20名

職員数 非常勤職員：6名

有資格職員の名称(ア)：保育士

上記有資格職員の人数：14名

有資格職員の名称(イ)：社会福祉主事

上記有資格職員の人数：6名

有資格職員の名称(ウ)：中学校教員免許

上記有資格職員の人数：2名

有資格職員の名称(エ)：調理師

上記有資格職員の人数：2名

有資格職員の名称(オ)：管理栄養士、栄養士

上記有資格職員の人数：2名

有資格職員の名称(カ)：心理職

上記有資格職員の人数：1名

施設設備の概要(ア)居室数：10室

施設設備の概要(イ)設備等：

施設設備の概要(ウ)：

施設設備の概要(エ)：

④理念・基本方針

【理念】

児童福祉法により入所した子どもたちを児童憲章の精神に基づき、子どもたちの人権を尊重し、家庭的な環境の中で心身ともに健やかに育て、将来社会人として自立できるように支援します。

【基本方針】

①児童一人ひとりの人権を尊重する。

②職員は、日常生活において、児童とより好ましい人間関係を作ることに関心を持ち、児童と共に安全と健康に気を付ける。

③児童の生活環境を考え、その向上に努力する。

④児童との会話を大切にし、児童の内面に目を向ける姿勢を大切にし、個々の児童の理解と養育に努力し、自立支援に努める。

⑤児童・保護者の関係を大切にし、親子関係・家庭支援に努め、家族の再統合を支援する。

⑥職員は研究に励み、児童福祉施設職員としての専門性を高める。

⑦方針に応じた処遇を心掛け、日常の児童の情報を職員相互が密に連絡を取る。職員相互の共通理解を図るため、積極的な意見交換をする事に努め、情報の共有化を図り、児童処遇の一貫性と向上に努力する。

⑧地域社会との連携を図り、地域の虐待防止のための親支援、地域の里親への支援、ショートステイなどによる地域の子育て支援など、地域支援の機能を高め社会貢献に努力する。

⑤施設の特徴的な取組

①昭和43年に現在の地に新築移転した折から定員40名の小規模施設であり、昭和57年に全面改築した時、小・中学生は4人部屋、高校生は2人部屋にしてユニットではないが小さなグループで生活できるようにしている。4人部屋は奥の部屋を寝室として二段ベッドを2台置き、前の部屋は居室としてテレビ、座敷机、個人のタンスを置いてできる限り家庭的な雰囲気を作っている。

②昭和60年に10x4x1mの濾過装置を備えた本格的なプールを作り、夏は毎日2時間ほど子どもたちに利用させている。子どもたちの友達も一緒に遊んで楽しんでいる。

③「食事作り」、「おやつ作り」を各部屋で自分たちの好みのメニューを考え、担当職員と子どもたちが協力して予算内で食材の買い物をして最後の片付けまでする。普段では献立に出にくいメニューのものでも少人数だから作ることができる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/12/10
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/3/27
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

【地域との関わり】

長年の歴史の中で培った地域との関わりは、施設にとって財産となっています。地域の住民の温かい支援を今後も継続して維持できることを期待します。

【管理者のリーダーシップ】

施設長は、質の向上に対する意欲が高く、子ども一人ひとりに必要な養育支援について熱心に考え、真摯に取り組んでいます。また、職員の風通しも良く、職場環境に常に目を向けていることが伺えます。今後もリーダーシップを発揮されていくことを期待します。

【子どもの意向や主体性への配慮】

子ども会議の開催やアンケートの実施、聞き取り調査等を通して、子どもたちの日々の快適な生活を送るために、年間行事の各種イベントやキャンプ、お出かけの行き先等、職員と子どもが共に考え、自分たちの生活を主体的に検討する機会が設けられ、子どもたちの主体性が尊重されています。

【養育・支援の質の確保】

施設長、基幹的職員や主任指導員が中心となって、子どもを理解し表出する感情や言動を受容する姿勢が理念や基本方針等で明示し、職員会議等でも全職員に共有化し、組織的な体制の構築が図られています。

◇改善を求められる点

【子どもや家族等への理念・基本方針、事業計画の周知】

施設が主導して、子どもや家族と話し合う機会（懇談会等）を設定し、伝えていくことが求められます。子どもへの周知に関しても、直接関連がある具体的なことがらに焦点を絞り、印刷物のビジュアル（イラスト・写真・絵）化やカラー化、タブレット端末の活用等、シンプルでわかりやすくする工夫をして、伝えていくことが求められます。

【職員の声を定期的に聞く機会の確保と職員育成の仕組みの構築】

職員の養育支援の役割は重要であるだけに、時に負担も大きくなります。子どもに向き合う職員を支え、育てていくことは、支援の質の確保・向上にとって不可欠です。職員の声を定期的に聞きながら、一人ひとりの職員が自分の支援のあり方を振り返り、支援者として目指す姿をイメージできるよう計画的に育成し、主体的に目標設定して自己研鑽できるような仕組みづくりが必要です。

【PDCAサイクルの体制整備】

日々の業務において、支援内容の見直しや子どもの意見把握、ヒヤリハットの収集等は適切に取り組み、必要に応じて改善が行われています。今後、多様な業務についての評価から見直しに至るまでの手順を明確にすることによって、PDCAサイクル（改善のためのサイクル）を確立していくことが重要です。

【マニュアル等の作成日・改定日・見直し時期の明記】

福祉サービスの標準的なマニュアルの検証・見直しについては、時期や方法を定めて定期的に実施し、作成日や改定日、見直し時期の明記が求められます。

【行動上の問題及び問題状況への対応】

暴力・不適応行動に対して、基幹的職員、主任指導員、担当職員、ケースワーカー、心理療法職員、施設長等の関係者が協議し、処遇事例検討会やケース会議等を行い、適切な援助技術を習得や事態の改善を図るよう努めています。今後は、より子どもの暴力・不適応行動等への対応だけでなく、周囲の子どもや職員への配慮等についても検討していくことが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で三回目の受審になります。一回目より二回目、そして二回目より今回というように少しずつ高い評価をいただきありがとうございますと思っています。オールAという完璧には程遠く不十分なことが多々ありますが、少しずつでも改善しているという評価をいただき良かったです。今回の評価内容については職員全員で振り返り、更に良くなるよう今後も努力を続けなければと思っています。特に改善すべきと指摘された項目は、職員みんなが問題点を共有するとともに反省して可能な限り見直しを図りたいと思います。そして子どもたちの処遇が良くなることはもちろん、職員の待遇もより改善するよう努めたいと思います。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
<p>■理念・基本方針が確立されており、基本方針に基づく重点的な養育方針を単年度ごとに策定しています。それらは、新任研修や年度初めの職員会議において周知しています。</p> <p>■今後は、理念や基本方針（療育方針）をわかりやすく説明した資料を用意するなどの工夫を凝らし、子どもや保護者等への周知も図るとともに、周知状況を確認する継続的な取り組みを行なうことが望まれます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<p>■社会福祉事業全体の動向は、全国児童養護施設協議会や施設長会議等を通して把握し、情報交換も行っています。また、施設長は、市の地域福祉計画等の委員でもあり、常々、要保護児童等に関する状況も把握できています。</p> <p>■経営環境の変化等にも対応するため、毎月、コスト分析や利用率の分析等が行われています。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】	
<p>■施設整備や人材育成等、経営課題は明確で、可能な限り、課題の解決に向けてに取り組んでいますが、それらの共有が管理職のレベルにとどまっているのが残念です。</p> <p>■今後、中長期計画等に現在の課題を明文化することによって、職員一丸となり、計画的に取り組んでいこうとするあり方が望まれます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
<p>■平成27年からの15年に及ぶ長期計画を策定しビジョンを明確にしています。毎年、見直しを行い、改善に向けた取り組みを行なっています。</p> <p>■今後、数値目標や具体的な成果等を設定することにより、実施状況の評価が行なえる内容になっていくことが望まれます。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】	
<p>■単年度の事業計画は実行可能な具体的な内容となっており、施設の取り組みが具体的に示されています。</p> <p>■今後は、長期計画における事業計画や収支計画との関係性を明確にしていくとともに、具体的な成果を設定する等により、実施状況の評価を行なえる内容にしていくことが望まれます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
<p>■事業計画の策定は、概ね決められた時期に施設長と基幹的職員が中心となって行なっています。</p> <p>■今後は、組織的な作成を行うために現場の職員の意見が反映できる仕組みの確立が必要です。全ての職員が理解できる事業計画になっていくことが望まれます。</p>		
②		7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。
【コメント】		
<p>■子どもには行事予定は伝えていますが、事業計画の周知というところまでには至っていません。</p> <p>■事業計画の中には、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接に関わる事項も多数あることから、可能な限り、子どもや保護者等への周知が求められます。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
<p>■第三者評価の定期的な受審と毎年の自己評価の取り組みが行われており、常に子どもを意識した質の向上の努力が伺えます。</p> <p>■今後は、自己評価を現場の職員と一緒に行う等の工夫をしていくことで、管理職と現場が一丸となり、評価結果を分析・検討する場を施設として位置付け、質の向上に向けた取り組みを組織的に行なっていくことが求められます。</p>		
②		9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。
【コメント】		
<p>■評価結果については、その都度話し合いを重ね改善に向けた取り組みを行っていますが、課題自体についての職員間の捉え方には差があり、共通課題として全体で取り組む体制が整っていない状況です。</p> <p>■今後は、評価結果から明らかになった課題については解りやすく明文化して共有化を図り、改善に向けた取り組みを組織的・計画的に行なっていくことが求められます。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】		
<p>■施設長は、職員会議を通じて、自らの役割と責任を表明しています。また、役割を「職員職務・業務分掌」において、明文化しています。</p> <p>■今後は、子どもや保護者にその役割や責任を伝える方法を検討するとともに、平常時のみならず、有事(災害・事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等をも含めた周知を図っていくことが望まれます。</p>		
②		11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。
【コメント】		
<p>■施設長は、遵守すべき法令等について、施設長会議等へ出席することにより理解を深め、行政関係者や取引事業者と適正な関係を保持するよう努めています。</p> <p>■法令リストとしてもまとめていて、必要に応じて、職員に周知しています。</p>		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者 評価結果
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
■施設長は養育支援の質の向上について意欲をもち、朝礼や職員会議への出席を通して常に状況把握することにより、質の向上に向けた指導力を発揮しています。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
■施設長は、財務・労務について定期的に分析し、基幹的職員とともに、業務改善に向けた指導力を発揮しています。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】		
■中長期計画に人事に関する方向性を明示し、実習生の受け入れなどを通じて、人材確保に努めています。また、心理職をはじめ、専門職の確保に向けた具体的な取り組みを行うことで、加算職員を積極的に配置しています。		
■人材確保が難しい中ではあるからこそ、緻密で具体的な人事プランを作成し、計画的な人材確保に向けた取り組みが求められます。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
【コメント】		
■職員処遇の水準については、管理職で評価・分析していますが、人事考課の採用には至っていません。		
■今後は、人事基準や職員評価の方法を明文化するなど、人事管理の仕組みを構築していくことにより、職員自らが将来の展望を描くことのできる組織づくりが求められます。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
■子どもたちの支援面と職員の処遇との兼ね合いを見ながら、日常的に働きやすい職場づくりに取り組んでいます。		
■今後は、定期的に職員との個別面談の機会を設けることにより、職員の意見や意向を吸い上げ、これらの声を反映した人材定着のための取り組みが望まれます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】		
■施設として、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されておらず、職員育成にむけた具体的な取り組みには至っていません。		
■今後は、職員一人ひとりの知識・経験等に応じた具体的な目標設定・管理に取り組む仕組みづくりが必要です。		

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■施設として良質の養育支援を実施するため、基本方針や「人材育成のための職員研修体系」において職員に求められる専門性を明文化し、それに基づいた教育・研修の実施に努められています。 ■年度当初に研修計画を立て、全職員が最低限の研修を可能な限り受けられるよう配慮しています。 ■今後、研修内容やカリキュラムの評価と見直しを定期的に行なっていくことが求められます。 		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■職員一人ひとりの知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握し、職員に施設内外の研修の情報を提供しています。 ■階層別研修は、職員の勤務年数に応じて児童分野や福祉職員研修を計画的に受講しています。また、新入職者は採用時に研修を実施するほか、先輩職員が丁寧に指導をしています。 ■今後は、職員一人ひとりが定期的に教育・研修の機会が確保されるよう配慮していくことが望まれます。 		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■保育実習のみですが、人材確保につなげる意味からも数年前から受け入れ数を増やし、積極的に取り組んでいます。実習が有意義なものになるよう生活の流れや実習の目的等について詳しく指導しています。また、学校との連携はもちろん、人材確保に繋がるよう、実習の振り返りを大切に、児童養護施設の理解が深まるよう工夫しています。 		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■法人のホームページでは、運営方針やサービス内容、決算報告書などが公開されています。 ■今後は、施設運営の透明性を確保するための取組として、ホームページだけでなく、掲示や機関誌等において苦情や相談内容を公表するなど、情報公開を積極的に行うことが望まれます。 		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■定期的に社協の自主点検事業を利用しチェックやアドバイスを受け、また、法人の内部監査についても、その結果を職員に示すとともに、指摘事項については鋭意改善を図っています。 ■今後、経営・運営に関する諸規定やルール等を職員に周知を図ることで、適正な運営体制をより明確なものにしていくことが期待されます。 		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ■地域との繋がりを大切にし、施設長が中心となり、積極的に交流の機会を作っています。 ■地域の行事では、参加するだけでなく職員が手伝いに加わるなど、活発な交流に取り組まれています。 ■学校の友だちが施設に遊びに来たり、近くの公園で遊ぶことなどは日常的に行われています。 		

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】		
<p>■ボランティア受け入れ規定を作成し体制を確立するとともに、受け入れ前には、丁寧に守秘義務を含めた注意点の説明を行なっています。</p> <p>■現在、読み聞かせボランティアや理美容のボランティアを定期的に受け入れています。また、不定期ですが、外国人による英語学習のボランティアも受け入れており、子どもたちの楽しみの一つになっています。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
<p>■施設としてよりよい養育を行うために必要となる、学校・行政・子ども家庭センターとの連携が適切に行われています。特に、学校とは定期的な意見交換の場が持たれており、子どもの担任教諭と担当職員との良好な関係が築かれています。</p> <p>■施設長が町内会の役員、民生・児童委員として、要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関・団体と連携しながら、協働した活動を行なっています。また、施設を退所する子どものアフターケアを含めたネットワーク化にも積極的に取り組んでいます。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
<p>■長年の歴史の中で、地域住民との交流を大切にしながら、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努め、関係機関とも積極的な連携を図っています。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<p>■施設長が町内会の会長や民生児童委員を務めながら地域の福祉ニーズの把握に努めています。</p> <p>■また、地域のまちづくり推進事業における防災対策の検討会においては、地域防災ガイドブックの作成や防火用水を備える支援等、地域に密着した活動を行なっています。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>■基本方針に利用者を尊重した福祉サービスの実施が明示されており、職員が共通の理解を持って実践すべく努めています。</p> <p>■利用者尊重や基本的人権の配慮については、サービス提供の中で気づいたこと（言葉遣いや職員の対応）を職員同士で話し合い、状況の把握や評価を行なって、共通の理解を持てるよう取り組まれています。</p> <p>■今後は、今まで培ってきた支援の基本姿勢を、個々の福祉サービスの標準的な実施方法等の記述に反映していくことが望まれます。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
【コメント】		
<p>■生活の場面では、個別スペースを確保するなど、プライバシーに配慮した工夫が伺えました。</p> <p>■今後、子どものプライバシー保護についてのマニュアルを整備していくことで、権利擁護の姿勢を明確にしていくことが望まれます。</p>		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】		
<p>■入所予定児童等には、子ども家庭センターを通じて、希望や要請があれば施設の説明や見学等について対応し、必要な情報を丁寧に情報提供しています。</p> <p>■施設の紹介は、「生活のしおり」や「女子慈教寮の子どもたちへ」などの資料を用いて説明しています。字の大きさの配慮や振り仮名を使う等の工夫はありますが、今後、写真・図・絵などを積極的に使用することによって、誰にでもわかるような内容にしていくことが望まれます。</p>		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】		
<p>■養育・支援の開始時は、「生活のしおり」や「女子慈教寮の子どもたちへ」等の文書を用いています。資料には、ルビを振るなど、わかりやすい説明に努めています。</p> <p>■意思疎通が困難な利用者に対しては、丁寧に説明する取り組みは確認できましたが、今後、説明方法等を記載した手順書や、イラスト等を用いて視覚化した資料の作成などの検討が望まれます。</p>		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】		
<p>■施設変更や地域移行等にあたっては、引継ぎ文書を定め、不利益が生じないように配慮しています。また、子どもたちにも相談窓口等を明示した「SOS困ったときに」といった文書を配布し、退所後の不安が軽減できるよう取り組んでいます。</p> <p>■サービス終了後も施設を訪問する利用者が多く、その都度、話を聞く時間をつくって、相談にも応じています。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>■担当職員による年2回の聞き取りをはじめ、意見箱の設置や、子ども会議等においても意見を聞く機会を確保しています。</p> <p>■今後は、把握した結果を分析・検討するため、子ども参画のもとでの取り組みに繋げていくことが望まれます。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】		
<p>■苦情対応についての手順書が定められています。しかし現在、苦情として把握しているものが殆んどない状況です。「何をもって苦情とするのか」という認識自体を改め、業務改善への貴重な資源と広く捉え直し、積極的に汲みあげていくことが求められます。</p>		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】		
<p>■子どもが相談や意見表明ができるように、担当職員は子どもたちとの信頼関係の構築に努めています。子どもから相談があった時には親身に子どもの声に耳を傾けています。</p> <p>■日々受けた相談等については、子どもに同意を取った上で、朝礼をはじめ職員会議等で全職員が共有、確認しています。</p>		

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>■意見箱や子ども会議、聞き取り調査等による子どもからの相談や意見に対しては、居室グループ間や職員会議等を中心として組織的かつ定期的に対応しています。</p> <p>■迅速な対応が必要な場合は、苦情受付職員と基幹的職員等が協議して対応しています。</p> <p>■今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について、対応マニュアル等の整備及び見直しの実施が望まれます。</p>	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■施設長及び基幹的職員、主任指導員が中心となって、危機・事故対応マニュアルやBCP（事業継続計画）、夜間職員緊急連絡網を整備し、緊急時の連絡体制等の組織的な取り組みを行なっています。</p> <p>■より安心・安全な養育・支援の実施を目指すため、前日のヒヤリハット事例等を活用しながら、発生要因の分析を行い、今後の改善策・再発防止に向けて、更なる組織的・継続的なリスクマネジメント体制を構築することが望まれます。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■子どもの安全確保のため、感染症・食中毒マニュアルを整備し、感染症等の研修会への参加を促して、職員会議等で全職員に周知徹底しています。</p> <p>■感染症等が発生した場合に迅速に対応できるよう、手袋や消毒等を子どもの居室近くに整備しています。</p> <p>■厚生労働省や府、市等からのメールなどによる通知をファイリングしたり、その都度、朝礼等でも伝達しています。今後も感染症予防や発生時における子どもの安全確保のための体制継続や、さらなる充実が期待されます。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■防災管理の担当者を配置し、毎月の避難訓練等を実施しています。前年度、地震によってライフラインが4日間寸断した教訓を生かし、今後の災害に対応できるよう発電機を購入するなどして、全員で安全と安心の確保のために取り組んでいます。</p> <p>■今後も災害時の様々なシチュエーションを想定して、BCP（事業継続計画）に従い、子どもや職員の安否確認方法等を全職員に周知徹底し、より組織的な取り組みを行なっていくことが期待されます。</p>	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b	
<p>【コメント】</p> <p>■標準的な養育・支援の方法が、「職員のしおり」や業務内容確認表、基本方針等により文書化されています。</p> <p>■プライバシー保護マニュアルにより、プライバシー保護に関わる姿勢を明示しています。</p> <p>■今後は、マニュアルを活用しながら、養育・支援についての標準的な実施方法について全職員に周知徹底し、定期的な見直しの仕組みを作ることが望まれます。</p>		
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	
<p>【コメント】</p> <p>■「職員のしおり」や業務内容確認表、基本方針等により、養育・支援の標準的な実施方法を文書化しています。</p> <p>■養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しについては、職員会議での話し合いを通して確認されています。</p> <p>■今後、子どもの意見や提案をいっそう反映しながら、マニュアルの検証や見直しが定期的に行われることが望まれます。</p>		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】 ■自立支援計画策定に当たる職員は基幹的職員であることを明確にしており、適切に処理しています。 ■自立支援計画の基本となるアセスメントについては基幹的職員や主任指導員が主に行い、担当職員が日々関わりやの記録を基に、ケース会議やグループ会議等で、子ども一人ひとりの具体的なニーズや養育支援の内容を協議しています。 ■今後、各担当や関係職員と機関との意見交換やその共有をいっそう重視したアセスメント手法の確立が望まれます。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 ■自立支援計画について、計画通りに実施しているかどうかの検討が、年2回（中間、年度末）実施しています。 ■子ども会議や子どもの聞き取り調査を通して、子どもの意向把握を行い、職員会議等でその内容を共有しています。 ■保護者の状況が急変した場合や子どもの突然の行動変化など緊急の場合の手順等について、基幹的職員や主任指導員が中心となって関係機関と協議しながら見直しを行なっています。 ■今後も引き続き、自立支援計画の評価・見直しが定期的に行われることが期待されます。	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】 ■子どものケース記録や日々の朝礼ノートの記録、会議の記録（職員会議やグループごとの会議）、引継ぎノート等を活用し、施設内で情報を共有する仕組みが整備されています。 ■経過記録等の言い回しや内容については、施設長や基幹的職員が確認を行なっています。今後は、職員個々に差が生じないように記録の研修や、記録漏れが生じないための例文集などを作成するなど、なんらかの工夫が望まれます。	
② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 ■記録の管理（保存期間や廃棄に関することなど）に関しては、文書管理規程に定められています。 ■施設には数多くの個人情報保管しているという状況を勘案して、子どもの個人情報に触れる機会のある職員等に対して個人情報保護の周知を徹底するために教育や研修等を開催する等、この項目の内容を踏まえた対応や工夫が望まれます。	

内容評価基準（25項目） □

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		a
【コメント】 ■記録の管理（保存期間や廃棄に関することなど）に関しては、文書管理規程に定められています。 ■施設には数多くの個人情報保管しているという状況を勘案して、子どもの個人情報に触れる機会のある職員等に対して個人情報保護の周知を徹底するために教育や研修等を開催する等、この項目の内容を踏まえた対応や工夫が望まれます。		

(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】		
<p>■児童の権利の理解を深めるために子どもの権利ノートや子どものしおりの活用、また子ども会議（小学校・中学校・高校生）を通して、年齢に配慮した説明を行なっています。</p> <p>■基本方針や子どものしおりを活用するなどして、新任研修や職員会議で子どもの権利や日々の養育について話し合いを実施されています。今後は、学習の機会を定期的に持たれることが期待されます。</p>		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>■事実を伝える子どもの年齢・特性・発達段階を意識した上で、保護者、児童相談所職員、基幹的職員、主任指導員、担当職員で協議し、慎重に対応を図っています。</p> <p>■各担当職員が写真データの保管を行い、子ども一人ひとりに各年度の終了時や退所時にCD-Rにデータを入れて渡すようにしています。</p> <p>■今後も児童相談所や家族と調整しながら、必要に応じて子どもへの情報開示やライフストーリーワークの実施など、子どもたちに事実を伝える取り組みのさらなる充実が望まれます。</p>		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>■体罰の禁止については、就業規則や被措置児童等虐待対応マニュアルに記載があり、職員会議等で周知徹底しています。</p> <p>■子どもたちへは、児童相談所の訪問調査や子ども会議、個別での聞き取り調査等を通して周知され、子ども自らが訴える仕組みを整備しています。また不適切な関わりへの防止に向けて、「牽制体制（内部牽制）」資料が配布され、基幹的職員や主任指導員が中心となって学習する機会を設けています。</p> <p>■今後、子どもに対する体罰や不適切なかかわりがあった場合に、円滑な対処と厳正な処分が行なえる定めなどについての体制整備が望まれます。</p>		
(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■日常的な話し合いやアンケートの実施、子ども会議等を通して、年間行事の各種イベント（キャンプ・お出かけ）の行き先を決める場合などで、子どもの主体性を尊重しています。</p> <p>■子どもの年齢・状況に応じて、また地域の交通事情等を踏まえ、範囲を決めて一人で買い物に行く等、金銭感覚が身につくよう支援しています。</p> <p>■今後も子ども一人ひとりを大切にされた対応を意識し、この項目の求める内容でのさらなる充実を期待します。</p>		

(6) 支援の継続性とアフターケア	
① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】 ■子どもの入所にあたっては、担当者が温かく迎えるさまざまな配慮がなされています。 ■施設変更時には、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、担当職員や基幹的職員、主任指導員が施設間で連携し支援の継続を行なっています。また退所後、子どもとLINEで連絡を取る等、継続した支援の工夫をしています。 ■今後も、子どもの不安の軽減を図りながら移行期の支援の継続が期待されます。	
② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 ■リービングケア・アフターケアを中心に自立支援を担当する職員を配置し、つながりを大切にしながら定期的に連絡を取るなど継続した支援に力が注がれ、その記録も整備されています。 ■入居先のグループホームや要保護児童対策地域協議会の各関係機関との連携、また民間の支援団体等の返済不要の奨学金を活用しながら、子どもが安定した社会生活を送ることができるよう支援しています。 ■今後も積極的に社会資源の情報収集を行なうなどによる、個別ニーズに応じたアフターケアのさらなる充実を期待します。	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 ■子どもに行動上の問題等があった場合、基幹的職員や主任指導員からのスーパーバイズの実施や担当職員、心理療法担当職員とも連携・協議しながら、子どもを理解しようと努めています。 ■日常的な話し合いや子ども会議、アンケート等を定期的実施し、子どもと向き合い理解する取り組みを行なっています。 ■今後もアンケート調査結果を元に、意見表出が難しい子ども等に対しても、子どもが表出する感情や言動に寄り添う姿勢を継続して意識していくことが期待されます。	
② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】 ■職員の勤務体制は断続勤務を基本として変則勤務も取り入れながら、できる限り子どものいる時間（朝・夕の時間帯）に職員を多く配置し、より子どものニーズに応えるよう支援しています。 ■今後、特に幼児や低学年児が夜目覚めたときに大人の存在が感じられるなど、より安心感への配慮や工夫が望まれます。	
③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】 ■できる限り子どもが自身で行なうよう見守る姿勢を保ち、またつまづきや失敗の体験を大切に、必要に応じてのフォローを行なっています。 ■朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもをできる限り支援できるよう、職員の配置に配慮されています。 ■今後も子どもが自ら判断して行動することを保障する養育支援のあり方を期待します。	

<p>④ A11 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どものニーズを把握しそれに応じてiPadを導入するなど、発達状況に応じた環境を整備しています。 ■地域のボランティアについては、美容師や絵本の読み聞かせ等を活用し、また、地域の中学校の先生が来寮しての学習支援の取り組みなども行われています。 ■今後も、子どもの発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する日々の養育支援のさらなる充実が期待されます。 	
<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■基本的な生活習慣を身に着ける支援は、年齢や発達段階に応じて行なわれています。 ■服薬については、一人ずつ確実にこなせるよう、個別での丁寧な対応を心がけています。 ■「携帯電話をもつためには」の文書を活用し、電話対応やSNS、LINE等の知識や使用上のリスク等についても学ぶ機会を設けています。 ■地域の子ども会や地域のだんじり祭への参加、太鼓練習等を通して、社会的ルールを習得する機会を設けています。 	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食事は楽しい雰囲気、コミュニケーションの重要な場になっています。食事時にはできる限り職員と子どもが揃うことを意識して、一緒に会話を楽しみながら食事ができるよう配慮しています。 ■事務所前の談話室における日々の関わりの中で子どもの食事ニーズを把握し、献立に反映しています。 ■アレルギー食についても、必要に応じて対応をしています。 ■年間を通じて、食事やおやつを作る機会を設けており、また施設内で屋台によるイベントを開催するなど、基本的な調理技術が習得できる場面も用意されています。 ■食事が子どもたちの施設生活の中で重要な位置にあることに鑑み、より家庭的養育の要素を取り入れていくことが期待されます。 	
<p>(3) 衣生活</p>	
<p>① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■衣類については、基本的な生活習慣作りという側面だけでなく、子ども個々の発達に応じた対応をしています。 ■中学生以上は自らアイロンがけを行う等リービングに向けた取り組みを行っています。 ■子どもと一緒に買い物にでかけ、子ども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けています。今後も子どもが衣服を通じて自己表現できるよう、日々の養育・支援の充実が期待されます。 	

(4) 住生活		
①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
【コメント】		
<p>■施設の老朽化等ハード面での制約はありますが、施設内に絵画等が飾られ、食堂などの共有スペースは家庭的な雰囲気になるよう配慮され、温かみのある環境になっています。</p> <p>■小・中学生は4人部屋ですが、カーテン等でプライベート空間の工夫をしています。また各部屋居間にはテレビや座敷机を備え、少人数で囲らんとできるような配慮もされています。</p> <p>■設備等の不具合については、会議等で確認し迅速に修繕や備品購入するなど、施設整美を心がけた取り組みが望まれます。</p>		
(5) 健康と安全		
①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】		
<p>■日々子どもの健康管理に努め、健康上特別な配慮を必要とする子どもについては、医療機関と相談し連携を図っています。</p> <p>■今後も職員会議等で、職員間で子どもの健康に関する認識の共有を図り、感染症や緊急時の対応などについての学習・研修の機会を持ち、継続して適切に対応していくことが期待されます。</p>		
(6) 性に関する教育		
①	A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
【コメント】		
<p>■性に関する教育の重要性の認識については、職員間での意識として確認できましたが、著書「いいタッチ、わるいタッチ」を活用した取り組みは不定期ではあるため、今後は性教育のカリキュラムやプログラムを策定するなどして、子どもの年齢や発達に応じた計画的な対応が望まれます。</p> <p>■過去に性教育ファシリテーターを招いた研修等を行っていますが、今後は定期的に外部講師を招いての研修会を行うことも含め、継続した取り組みが望まれます。</p>		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
【コメント】		
<p>■暴力・不適応行動に対して、基幹的職員、主任指導員、担当職員、ケースワーカー、心理療法職員、施設長等の関係者が協議し、処遇事例検討会やケース会議等を行い、適切な援助技術を習得や事態の改善を図るよう努めています。</p> <p>■自立支援計画や指導・支援の型にはまらない子どもに対しては、処遇事例検討会やケース会議等を行い、適切な援助技術を習得や事態の改善を図るよう取り組んでいます。</p> <p>■今後は、より子どもの暴力・不適応行動等への対応だけでなく、周囲の子どもや暴力を受けた職員への配慮等についても検討していくことが望まれます。</p>		
②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>■職員の配置や夜の勤務時間・勤務体制を変更するなどの対応を行ない、また子どもの部屋やグループ分けなどにも配慮して、子ども間のトラブル（いじめや暴力）が生じないような取り組みを行なっています。</p> <p>■基本方針に則り、日頃から各グループやフロアごとに、各担当職員が生活支援の中で、他人に対する配慮の気持ちや接し方を自然な形で子どもに伝えるような配慮を心がけています。</p> <p>■今後とも、施設内での子ども間の暴力、いじめ、差別への取り組みに対して、施設全体で組織的な対応を行うことが期待されます。</p>		
(8) 心理的ケア		
①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】		
<p>■心理士は、職員会議やグループ会議等に参加し、心理的ケアを必要とする子どもに対して、心理支援プログラムを策定しています。また必要に応じて随時、担当職員との間で情報共有する体制が整っています。</p> <p>■昨今の児童養護施設への措置児童の心理的な特性を勘案した場合、今後、心理職と養育支援職員とがいっそう連携を密にしていく体制が期待されると考えられます。</p>		

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【コメント】

■各居室や食堂等を活用し、できる限り学習する環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう支援しています。
■学習支援については、中学3年生は進学に向けて地域の学習塾に通っています。また中学校の先生方が、テスト前に週3、4回、2~4人来寮して、学習指導に当たってくれています。
■学力が低い子どもについては、百均ショップで購入できるワークブックを使用するなど、基礎学力の向上に努めています。
■退所した子どもがアルバイトとして、施設の子どもの学習支援を行う取り組みもあり、今後も学習支援の充実を図るためのさまざまな工夫が望まれます。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

■子ども、保護者、学校、児童相談所等と話し合いや連絡調整を行い、子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援しています。
■進路決定に当たっては、奨学金等の情報収集や子どもの生活面・精神面のサポートを、宿直時に話し合いを持つなどして、きめ細やかな支援が行われています。
■現在も選択肢の一つとして、通信制の高等学校に進路変更する子どもへの対応などもなされています。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

■高校生活の安定に考慮しながら、積極的にアルバイトをする経験や高等学校を通じて英検や漢検の資格取得を奨励しています。
■今後も、職場実習先や体験先、アルバイト先の開拓、また地域の協力事業主との連携する等、社会経験の拡大への充実した取り組みが望まれます。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

■家庭支援専門相談員は専任で配置され、職員職務・業務分掌に、その職務が明記しています。
■施設と家庭の信頼関係や親子の再構築に当たっては、基幹的職員や主任指導員と連携しながら、子ども一人ひとりの家族情報を共有し検討を行い、保護者等の不適切な関わりや「不当に妨げる行為」等への対応を役割分担する等、ケースに応じて組織的に取り組んでいます。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

■家庭支援専門相談員や基幹的職員、主任指導員、担当職員が連携し、職員会議やケース会議等を通して、ケースの見立てを行い、再構築に向けた支援方針を共有しています。
■今後は、心理療法担当職員と連携し、家族療法事業の実施等を通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上に向けた具体的な取り組みを行う等、家庭支援専門相談員を中心とした家族支援の体制を整備するとともに継続性のある家族支援が望まれます。